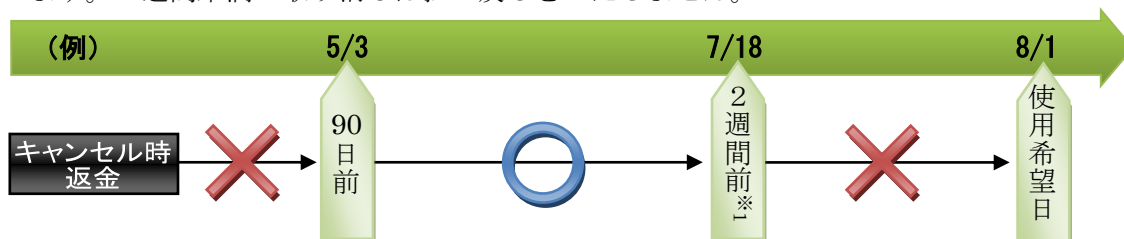


商工会館の使用上のお願い

1. 使用料

- ① 使用を取り消した場合の使用料は、使用日の2週間前までの場合全額払い戻しをいたします。2週間未満の取り消しは払い戻しをいたしません。



※1 使用希望日の2週間前の日が休館日の場合は、その直前営業日

2. 目的外使用および使用権の譲渡の禁止

- ① 使用の許可を受けた方は、使用許可を受けた目的以外の使用、使用権利の譲渡もしくは転貸はできません。

3. 使用時間

- ① 会館の使用時間は、準備・後片付けを含め、1階が午前9時から午後5時、2階が午前9時から午後9時までです。

4. 原状回復の義務

- ① 会館に特別の設備を施し、物品を持ち込みまたは看板等を取り付けようとするときは、あらかじめ商工会の許可を受けて下さい。
- ② 会館使用後は、速やかに原状回復をして下さい。

5. 遵守義務

- ① 会館を清潔に保って下さい。
- ② 給湯設備以外では、火気を使用しないで下さい。
- ③ 他の場所に立ち入り、喧騒等により他人の使用を妨げないで下さい。
- ④ 必要以上に冷暖房・電灯等を使用しないで下さい。また、冷暖房・電灯の電源切り忘れが生じた場合、実費相当額を請求いたしますのでご注意ください。
- ⑤ 前各号のほか、商工会の指示に従って下さい。

6. 損害賠償の義務

- ① 会館使用者は、その責に帰すべき事由により、会館の設備・機械および器具を損し滅失したときは、その損害を賠償して下さい。

7. 使用許可の取り消し等

- ① 使用許可の条件に違反したときは、使用許可を取り消しさせていただきます。
- ② 虚偽、その他不正の手段によって使用許可を受けたときは、使用許可を取り消しさせていただきます。
- ③ その他、会館の管理上支障があるときは、使用許可を取り消しさせていただきます。

※ 緊急連絡先（平日夜間・土曜・日曜・祝祭日）

トステム(株) TEL: 092-471-0248